

多度津町における子育て支援・医療制度等のあれこれ

2023.4.1現在

◎ここでは、お二人が結婚後に生まれたお子さんが18歳になるまでと、お二人に関連する町とのいろいろな関わりとしての制度や施策を中心にご紹介いたしますので参考にいただければ幸いです。



結婚

⇒ **婚姻届(住民環境課 ☎33-4480)**
 ※婚姻届のカラーコピーを特製ファイルに入れて贈呈！併せて、町内協賛企業からもお二人に特典をプレゼント！

◎妊娠が確認できたら ⇒ 健康福祉課へ連絡
☎32-1134

- ①母子(健康)手帳
- ②母子保健ガイドブック
(妊婦・乳児一般健康診査受診票等)
- ③各種パンフレット

☞ 多度津町では、お子さまが生まれたすべてのご家庭に助産師や保健師が訪問して、お子さまの身体計測やお母さんの不安や悩みにお答えします。

✍ 健康センターでは、マタニティ教室・ママカフェ・のびのび広場・親子ふれあい広場など、お母さんやお子さんたちの出会いの場をご用意しています。



麻しん風しん混合(MR)ワクチン(1~2歳)



出産

⇒ 「出生届」は母子手帳と一緒に住民係へ、また「乳幼児等医療費受給資格者証」の発行は健康福祉課まで(33-1134)
 ・児童手当認定請求(健康福祉課 ☎33-1134)

セットで忘れずに！

保育所入所(健康福祉課 ☎33-1134)

※町内には6つの私立保育所があり、0歳児~小学校就学前まで入所可能です。(堀江保育所は2歳児まで)。加えて、延長保育など特別保育事業も実施しています。

愛光保育園	家中11-43	☎32-2602
白方保育所	西白方532-2	☎32-2079
多聞院保育所	仲ノ町2-5	☎33-0711
豊原保育所	道福寺581	☎33-1868
三井保育所	三井385-1	☎32-4058
堀江保育所	堀江4-349-5	☎85-3636



幼稚園入園(教育総務課(33-0700))

※町内には校区ごとに3つの町立幼稚園があり、3歳児~小学校就学前まで入園可能です。加えて、預かり保育も実施しています。

多度津幼稚園	栄町3-1-34-1	☎32-2367
豊原幼稚園	葛原835-1	☎32-5061
四箇幼稚園	三井440	☎32-5062



スポーツ少年団(生涯学習課(33-0700))...幼稚園~小学校6年生(種目によって多少異なります。)

小学校入学(教育総務課(33-0700))

※町内には校区ごとに4つの町立小学校があります。

多度津小学校	栄町3-1-9	☎33-1616
豊原小学校	南鴨704	☎32-2050
四箇小学校	三井433-1	☎32-2517
白方小学校	奥白方1142	☎32-3331



中学校入学(教育総務課(33-0700))

多度津中学校	本通2-11-55	☎33-2271
--------	-----------	----------

高等学校就学支援金制度(税務課 ☎33-1118)

国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充て世帯の負担軽減に資するため、高等学校等就学支援金が支給されることから、所定の交付申請書により窓口で発行された課税所得証明書を毎年学校に提出します。ただし、所得が限度額を超える場合は対象外となります。



【国民健康保険(国保)とは】(高齢者保険課 ☎33-4488)

病気やケガをしたときに安心してお医者さんへかかれるように、加入者(被保険者)がお金(保険料)を出し合って、医療費を補助する制度で、町(保険者)が運営しています。職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外、例えば自営業の人、農業・漁業に従事している人、退職して職場の健康保険などをやめた人、パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人などがすべて対象となります。

国保で受けられる給付には、①病気やケガをしたとき(療養の給付)、②入院したときの食事代、③交通事故などにあったとき(第三者行為による病気やケガ)、④一旦全額自己負担したとき(療養費の支給)、⑤出産・死亡・移送、などがあげられます。

70歳 「高齢受給者証」交付・・・病院の窓口で保険証と一緒に窓口へ提示することで、自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。

【後期高齢者医療制度とは】(高齢者保険課 ☎33-4488)

高齢化に伴う医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象にその心身の特性や生活実態などを踏まえて、今まで加入していた医療保険から独立した制度として、平成20年4月に創設されたもので、香川県内すべての市町が加入する「香川県後期高齢者医療広域連合」が主体となり、市町と連携しながら公平で安定した制度の運営に取り組んでいます。

75歳の誕生日当日から、事前に交付(送付)された「後期高齢者医療被保険者証」を病院等の窓口で提示して医療を受けることになります。

1才

2才

3才

5才

小学校

中学校

高校

60歳

【退職者医療制度】

65歳

70歳

75歳

【後期高齢者医療制度】



高齢者肺炎球菌ワクチン

(年度内に、65~100歳までの5歳刻みの年齢に達した方、及び60歳~64歳の者で心臓等の障がいにより全介護が必要で、かつ身障手帳を有する方)



【医療費が高額になったとき(高額療養費)】(高齢者保険課 ☎33-4488)

同じ月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、申請して認められれば、限度額超過分が高額療養費として後日支給されます。①70歳未満の人、②70歳以上75歳未満の人、③70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人が同一世帯の場合、④特定疾病で長期間高額な治療を必要とする場合、⑤介護保険の受給者がいる場合、と①~⑤のケースにおいて所得区分や限度額が異なりますのでご注意ください。

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を国保に申請し、この認定証を病院等に提示すれば、窓口での負担は自己負担限度額までとなります。

【転入・転出・転居・世帯変更などがあったときは(住民環境課 ☎33-4480)】

これらの異動があった時は、14日以内に忘れずに住民環境課窓口まで届けてください。「世帯変更」とは、世帯分離・合体などにより世帯主に変更があった場合をいいます。※窓口においては本人確認が義務付けられていることから、運転免許証・保険証等を忘れずにご用意ください。また、転入・転出・転居によるお子さんの転校の手続き等については、教育総務課(33-0700)までお問い合わせください。

※各種手続き等の詳細につきましては、町ホームページでご確認いただくか、あるいは直接担当課までお問い合わせください。